

京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (研究科長)</p> <p>第2条 } (略) 2 } 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 研究科長は、<u>再任されることができない。ただし、補欠の研究科長については、1回に限り再任されることができる。</u></p> <p><u>5</u> } (略) <u>6</u> } <u>7</u> }</p> <p>(中 略) (附属教育研究施設)</p> <p>第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 光・電子理工学教育研究センター 流域圏総合環境質研究センター 量子理工学教育研究センター 桂インテックセンター 情報センター 環境安全衛生センター <u>グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センター</u></p> <p>2～4 (略) (後 略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左) 2 } 3 } 4 研究科長は、<u>引き続き研究科長となる場合に限り、任期1年、1回を限度として再任されることができる。</u> <u>5 補欠の研究科長については、再任を妨げない。</u></p> <p><u>6</u> } (同 左) <u>7</u> } <u>8</u> }</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 光・電子理工学教育研究センター 流域圏総合環境質研究センター 量子理工学教育研究センター 桂インテックセンター 情報センター 環境安全衛生センター <u>工学基盤教育研究センター</u></p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>